

## 建設業法の改正に伴う監理技術者等及び営業所技術者の専任緩和について（通知）

令和6年12月13日付け建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の一部改正により、情報通信機器を活用するなどの一定の要件に合致する工事における、専任の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）による兼任及び営業所技術者（特定営業所技術者を含む。以下同じ。）による監理技術者等の兼務について規定されました。

改正後の法第26条第3項第1号及び第26条の5の内容を踏まえ、本市においても監理技術者等及び営業所技術者の兼任・兼務の取扱いについて、下記のとおり見直しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 見直しの内容

##### (1) 専任特例1号による監理技術者等の兼任（法第26条第3項第1号）

請負金額が4500万円（税込）以上の工事において、次の要件を全て満たす場合に、同一の監理技術者又は主任技術者が、2件まで工事を兼任できることとします。

- ① 請負金額1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事であること。
- ② 兼任（兼務）可能現場数は、2現場まで
- ③ 工事場所（施工場所）が堺市内であること。
- ④ 本市発注工事の場合、総合評価落札方式による工事ではないこと。
- ⑤ 公告等において、兼任（兼務）不可の条件が付された工事ではないこと。
- ⑥ 下請次数は3次までであること。
- ⑦ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置すること。
- ⑧ 人員の配置を示す計画書を作成、保存等していること。
- ⑨ 施工体制を確認するための情報通信技術の措置を講じていること。
- ⑩ 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

##### (2) 営業所技術者による監理技術者等の職務の兼務（法第26条の5）

請負金額が4500万円（税込み）以上の工事において、(1)の要件を全て満たす場合に、営業所技術者が1件まで監理技術者等の職務を兼務できることとします。ただし、兼務する工事は当該営業所技術者が所属する営業所で契約締結したものに限り、また、営業所技術者が配置可能な現場数は1現場のみとし、現場代理人を兼ねることはできません。

#### 2 留意点

専任緩和に係る詳細については、別添通知「監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」をご参照ください。

なお、監理技術者補佐を配置することで監理技術者の兼任を可能とする特例（専任特例2号）については、本市においても導入済みであり、改正に伴う見直しはありません。

#### 3 適用時期

令和8年4月1日から適用します。なお、令和8年3月31日以前に公告した案件であっても、今回の見直しによる各要件を満たす場合、兼任又は兼務を認めるものとします。